

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（総合政策部総務課） 51
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課） 51

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（情報政策課） 54
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（農業施設管理課） 57
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 57
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 57

道議会告示

- 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程の一部を改正する規程…………… 57
- 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程…………… 58

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 58
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）…………… 59

道人事委員会規則

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 61
- 給与の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 62

規 則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第81号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を

定める規則（平成25年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第82号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中

「B 当該道営住宅の所在する市町村の公営住宅の敷地（当該敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域を内に所在するものを除く。）に係る地価のうち最も高額であるもの」

「B 次の(a)又は(b)に掲げる道営住宅の区分に応じ当該(a)又は(b)に定める額

(a) (b)以外の道営住宅 当該道営住宅の所在する市町村の公営住宅の敷地（当該敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内に所在するものを除く。）に係る地価のうち最も高額であるもの

(b) 札幌市に所在する道営住宅（知事が別に定めるものに限る。） 札幌市に所在する道営住宅の敷地に係る地価の平均の額

め、同条第2号オを削り、同号エ中「イ又はウ」を「からエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.066」を「0.077」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「ア」を「ア又はイ」に、「0.027」を「0.034」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「場合」の次に「（アに該当する場合を除く。）」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該道営住宅に浴室があり、かつ、当該浴室に係る給湯設備（知事が別に定めるものに限る。）及び浴槽を道が設置している場合 -0.058

第15条第3号を次のように改める。

(3) 次のア又はイに掲げる道営住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置の有無に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられている場合（知事が別に定める場合に限る。） -0.044

イ アに掲げる場合に該当しないとき 0

第15条第4号中「又はイ」を「からエまで」に改め、同号ア中「すべて」を「全て」に、「-0.011」を「-0.017」に改め、同号イを次のように改める。

イ 当該道営住宅の住棟にエレベーターが設置されておらず、かつ、住戸が当該住棟の1階又は2階にある場合（アに該当する場合を除く。） 0

第15条第4号に次のように加える。

ウ 当該道営住宅の住棟にエレベーターが設置されておらず、かつ、住戸が当該住棟の3階にある場合（アに該当する場合を除く。） 0.008

エ 当該道営住宅の住棟にエレベーターが設置されておらず、かつ、住戸が当該住棟の4階以上にある場合（アに該当する場合を除く。） 0.017

第15条に次の2号を加える。

(5) 次のア又はイに掲げる道営住宅の住棟における各住戸内に灯油を自動的に供給するための設備（以下この号において「灯油自動供給設備」という。）の設置の有無に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅の住棟に灯油自動供給設備が設置されている場合 -0.011

イ 当該道営住宅の住棟に灯油自動供給設備が設置されていない場合 0

(6) 次のア又はイに掲げる道営住宅の通行の用に供する共用部分（以下この号において「共用部分」という。）における発光ダイオード式照明設備の設置の有無に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅の共用部分に発光ダイオード式照明設備が設置されている場合 -0.008

イ 当該道営住宅の共用部分に発光ダイオード式照明設備が設置されていない場合 0

第35条第4項中「別表第2」を「附則第10項及び別表第2」に改める。

附則第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「前3項」を「第7項から前項まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項の次に次の1項を加える。

10 令和7年4月1日において現に道公営住宅に入居している者の令和7年度から令和10年度までの道公営住宅の毎月の家賃について、第15条の規定を適用して政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額（以下「新家賃額」という。）が同日前の当該入居者に係る最終の道公営住宅の毎月の家賃の額（以下「令和7年3月家賃額」という。）を超え、かつ、新家賃額から令和7年3月家賃額を控除して得た額（同条第2項に規定する入居者の収入の区分の変更に伴い生じたものを除く。）が3,100円以上であるときは、条例第16条第4号の規定により、新家賃額から知事が別に定める額を減免するものとする。

別表第4夕張市の部宮前光団地駐車場の項中「2,730円」を「2,710円」に改め、同部南清

水沢歩団地駐車場の項中「2,730円」を「2,720円」に改め、同部南清水沢実団地駐車場の項中「2,730円」を「2,760円」に改め、同表岩見沢市の部南利根別団地駐車場の項中「3,060円」を「3,220円」に改め、同部日の出団地駐車場の項中「3,060円」を「3,030円」に改め、同部かえで団地駐車場の項及び第3かえで団地駐車場の項中「3,060円」を「3,010円」に改め、同部中央南団地駐車場の項中「3,060円」を「3,220円」に改め、同部しらかば団地駐車場の項中「2,730円」を「3,010円」に改め、同部わかば中央団地駐車場の項中「3,530円」を「3,500円」に改め、同表美唄市の部ゆたかニュータウン団地駐車場の項中「2,730円」を「2,830円」に改め、同部コスモス団地駐車場の項中「2,730円」を「2,930円」に改め、同部であえーる中央公園団地駐車場の項中「3,060円」を「3,170円」に改め、同表芦別市の部芦別ふれあい団地駐車場の項中「2,730円」を「2,820円」に改め、同部であえーる緑幸団地駐車場の項中「2,730円」を「2,940円」に改め、同表赤平市の部文京団地駐車場の項中「2,730円」を「2,920円」に改め、同部豊丘南団地駐車場の項中「2,730円」を「2,720円」に改め、同表滝川市の部見晴団地駐車場の項中「2,730円」を「2,790円」に改め、同部滝の川団地駐車場の項中「2,730円」を「2,810円」に改め、同部空知町団地駐車場の項中「2,730円」を「2,970円」に改め、同表砂川市の部すずらん団地駐車場の項中「2,730円」を「2,950円」に改め、同部三砂団地駐車場の項中「2,730円」を「2,940円」に改め、同部三砂ふれあい団地駐車場の項中「2,730円」を「2,970円」に改め、同表深川市の部緑町中央団地駐車場の項中「3,060円」を「2,980円」に改め、同部であえーる北光中央団地駐車場の項中「3,060円」を「3,020円」に改め、同表南幌町の部及び沼田町の部中「2,730円」を「2,830円」に改め、同表札幌市の部豊平団地駐車場の項中「6,010円」を「7,200円」に改め、同部白樺団地駐車場の項及び円山団地駐車場の項中「6,440円」を「8,370円」に改め、同部真駒内A団地駐車場の項から真駒内H団地駐車場の項までの規定中「5,650円」を「6,130円」に改め、同部栄町団地駐車場の項中「4,490円」を「5,170円」に改め、同部東苗穂団地駐車場の項中「3,980円」を「4,710円」に改め、同部栄通団地駐車場の項中「4,910円」を「5,640円」に改め、同部苗穂グリーン団地駐車場の項中「4,490円」を「4,990円」に改め、同部琴似八軒団地駐車場の項中「4,910円」を「5,470円」に改め、同部苗穂第2グリーン団地駐車場の項中「4,910円」を「5,420円」に改め、同部発寒団地駐車場の項中「4,490円」を「5,530円」に改め、同部厚別団地駐車場の項中「4,910円」を「5,260円」に改め、同部厚別光陽団地駐車場の項中「4,490円」を「4,990円」に改め、同部山の手団地駐車場の項中「6,440円」を「7,750円」に改め、同部大谷地団地駐車場の項中「4,910円」を「5,410円」に改め、同部豊平公園団地駐車場の項中「6,440円」を「8,370円」に改め、同部季実の里団地駐車場の項及び季実の里B団地駐車場の項中「3,530円」を「4,240円」に改め、同部光星第4団地駐車場の項中「6,440円」を「8,370円」に改め、同表江別市の部大麻中町団地駐車場の項中「3,530円」を「4,020円」に改め、同部大麻宮町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,800円」に改め、同部大麻沢町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,910

円」に改め、同部大麻南樹町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,890円」に改め、同部大麻西町団地駐車場の項中「4,030円」を「4,090円」に改め、同表千歳市の部中「3,980円」を「4,040円」に改め、同表恵庭市の部中「3,530円」を「3,550円」に改め、同表北広島市の部広葉町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,660円」に改め、同部泉町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,540円」に改め、同表石狩市の部花畔団地駐車場の項中「3,060円」を「3,430円」に改め、同部グリーンコート花川団地駐車場の項中「3,060円」を「3,470円」に改め、同部センターコート花川団地駐車場の項中「3,060円」を「3,290円」に改め、同部樽川北団地駐車場の項中「3,060円」を「3,320円」に改め、同表小樽市の部最上団地駐車場の項中「3,060円」を「3,200円」に改め、同部新光団地駐車場の項中「4,030円」を「4,200円」に改め、同部桜町団地駐車場の項中「2,730円」を「3,000円」に改め、同部塩谷団地駐車場の項中「2,730円」を「2,800円」に改め、同部高島団地駐車場の項中「2,730円」を「2,890円」に改め、同部新光53団地駐車場の項中「3,530円」を「4,000円」に改め、同部オタモイ西団地駐車場の項中「2,730円」を「2,820円」に改め、同部桜東団地駐車場の項中「2,730円」を「2,960円」に改め、同部入船第2団地駐車場の項中「3,530円」を「3,580円」に改め、同部望洋団地駐車場の項中「3,060円」を「3,280円」に改め、同部銭函西団地駐車場の項中「2,730円」を「3,020円」に改め、同部奥沢中央団地駐車場の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同部築港団地駐車場の項中「3,530円」を「3,720円」に改め、同表俱知安町の部南4条団地駐車場の項中「3,060円」を「3,360円」に改め、同部羊蹄団地駐車場の項中「3,060円」を「3,120円」に改め、同部しらゆき団地駐車場の項中「3,060円」を「3,270円」に改め、同部えぞ富士団地駐車場の項中「3,060円」を「3,160円」に改め、同表岩内町の部野東団地駐車場の項中「2,730円」を「2,870円」に改め、同部栄夕陽ヶ丘団地駐車場の項中「2,730円」を「3,140円」に改め、同表余市町の部であえーるまほろば第1団地駐車場の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同部であえーるまほろば第2団地駐車場の項中「2,730円」を「2,980円」に改め、同表室蘭市の部祝津団地駐車場の項中「3,060円」を「3,190円」に改め、同部常盤団地駐車場の項中「3,530円」を「3,190円」に改め、同部であえーる中島団地駐車場の項中「3,530円」を「3,560円」に改め、同部白鳥台5丁目団地駐車場の項中「3,060円」を「3,410円」に改め、同部に次のように加える。

白鳥台2丁目団地駐車場	2,880円
-------------	--------

別表第4 苫小牧市の部弥生団地駐車場の項中「3,530円」を「3,610円」に改め、同部錦岡団地駐車場の項中「2,730円」を「2,930円」に改め、同部大成団地駐車場の項中「3,530円」を「3,480円」に改め、同部寿町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,520円」に改め、同部植苗中央団地駐車場の項中「2,730円」を「2,800円」に改め、同部しらかば南団地駐車場の項中「3,060円」を「3,430円」に改め、同表登別市の部鷺別団地駐車場の項中「3,530円」を「3,680円」に改め、同部登別西団地駐車場の項中「3,060円」を「3,200円」に改め、同部若山団地駐車場の項中「3,530円」を「3,620円」に改め、同部登別東町団地駐車場

の項中「2,730円」を「2,960円」に改め、同部桜木団地駐車場の項中「3,060円」を「3,340円」に改め、同部新川団地駐車場の項中「3,060円」を「3,350円」に改め、同部であえーるはまなす団地駐車場の項中「3,060円」を「3,170円」に改め、同表伊達市の部舟岡団地駐車場の項中「3,530円」を「3,740円」に改め、同部山下団地駐車場の項中「3,060円」を「3,340円」に改め、同部末永中央団地駐車場の項中「3,530円」を「3,760円」に改め、同表浦河町の部中「3,060円」を「3,020円」に改め、同表新ひだか町の部さくら団地駐車場の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同部御幸町団地駐車場の項中「3,060円」を「3,330円」に改め、同表函館市の部弥生町団地駐車場の項中「4,490円」を「4,460円」に改め、同部旭岡団地駐車場の項中「3,060円」を「3,270円」に改め、同部駒場町団地駐車場の項中「4,030円」を「4,330円」に改め、同部柳町団地駐車場の項中「4,490円」を「4,790円」に改め、同部大川町団地駐車場の項中「4,030円」を「4,350円」に改め、同部人見町団地駐車場の項中「4,490円」を「4,700円」に改め、同部サニータウンみはら団地駐車場の項中「4,030円」を「4,150円」に改め、同部住吉団地駐車場の項中「3,530円」を「3,750円」に改め、同部宝来団地駐車場の項中「4,030円」を「4,100円」に改め、同部ガーデンヒル旭岡団地駐車場の項中「3,060円」を「3,190円」に改め、同部的場町団地駐車場の項中「4,030円」を「4,280円」に改め、同部高田屋通団地駐車場の項中「4,030円」を「4,070円」に改め、同部田家町団地駐車場の項中「4,490円」を「4,410円」に改め、同部谷地頭町団地駐車場の項中「3,060円」を「3,260円」に改め、同部上湯川B団地駐車場の項中「3,530円」を「3,440円」に改め、同部日吉町団地駐車場の項中「4,030円」を「4,210円」に改め、同部東坂団地駐車場の項中「4,030円」を「4,020円」に改め、同部旭森団地駐車場の項中「4,030円」を「4,190円」に改め、同部船見町団地駐車場の項中「3,060円」を「3,450円」に改め、同部ガーデンヒル旭岡第二団地駐車場の項中「3,060円」を「3,290円」に改め、同部日吉町A団地駐車場の項中「4,030円」を「4,090円」に改め、同部ガーデンヒル旭岡第三団地駐車場の項中「3,060円」を「3,310円」に改め、同表北斗市の部東浜団地駐車場の項中「3,060円」を「3,390円」に改め、同部七重浜団地駐車場の項中「3,980円」を「4,100円」に改め、同部常盤団地駐車場の項中「3,530円」を「3,740円」に改め、同部本町中央団地駐車場の項中「3,060円」を「3,360円」に改め、同部であえーる新函館北斗駅前団地駐車場の項中「3,530円」を「3,400円」に改め、同表木古内町の部中「3,060円」を「3,050円」に改め、同表七飯町の部グリーンヒルななえ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,230円」に改め、同部大中山団地駐車場の項中「2,730円」を「2,950円」に改め、同表江差町の部檜山団地駐車場の項中「3,060円」を「3,310円」に改め、同部円山通り団地駐車場の項中「3,530円」を「3,420円」に改め、同表旭川市の部春光高台団地駐車場の項中「2,730円」を「2,950円」に改め、同部神楽岡ニュータウン団地駐車場の項中「3,530円」を「3,640円」に改め、同部神居団地駐車場の項中「3,530円」を「3,570円」に改め、同部宮下西団地駐車場の項中「3,980円」を「4,110円」に改め、同部であえーる宮下東団地駐車場の項中「4,490円」を

「4,240円」に改め、同部啓北団地駐車場の項中「3,530円」を「3,910円」に改め、同表士別市の部中「3,060円」を「3,030円」に改め、同表名寄市の部サンピラーなよる団地駐車場の項中「3,060円」を「3,150円」に改め、同部マーガレットヴィラ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,120円」に改め、同表富良野市の部中「3,060円」を「3,240円」に改め、同表留萌市の部泉団地駐車場の項中「2,730円」を「2,960円」に改め、同部野本団地駐車場の項中「3,060円」を「3,110円」に改め、同部栄町団地駐車場の項中「2,730円」を「2,910円」に改め、同部高砂団地駐車場の項中「3,060円」を「3,140円」に改め、同部野本中央団地駐車場の項中「3,060円」を「3,120円」に改め、同部サンセット留萌団地駐車場の項中「3,060円」を「3,110円」に改め、同表苫前町の部中「2,730円」を「2,760円」に改め、同表稚内市の部末広団地駐車場の項中「3,060円」を「3,200円」に改め、同部宝来団地駐車場の項中「2,730円」を「2,920円」に改め、同部であえーる大黒団地駐車場の項中「3,060円」を「3,230円」に改め、同表北見市の部寿団地駐車場の項中「3,530円」を「3,590円」に改め、同部小泉団地駐車場の項中「3,060円」を「3,230円」に改め、同部高栄団地駐車場の項中「3,060円」を「3,270円」に改め、同部美山第2団地駐車場の項中「3,060円」を「3,200円」に改め、同部サンシティーきたみ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,350円」に改め、同部サンライズ北2条団地駐車場の項中「3,530円」を「3,850円」に改め、同部であえーる常盤団地駐車場の項中「3,530円」を「3,520円」に改め、同表網走市の部大曲団地駐車場の項中「3,060円」を「3,090円」に改め、同部つくしヶ丘3丁目団地駐車場の項中「3,060円」を「3,330円」に改め、同部グリーンタウンリバーサイド団地駐車場の項中「3,060円」を「3,140円」に改め、同部サンリッチヴィラ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,320円」に改め、同部中央公園団地駐車場の項中「4,030円」を「3,980円」に改め、同部サンガーデン鉄南団地駐車場の項中「3,060円」を「3,290円」に改め、同部サンリッチヴィラ2団地駐車場の項中「3,060円」を「3,260円」に改め、同表紋別市の部学園第2団地駐車場の項中「2,730円」を「2,960円」に改め、同部学園第3団地駐車場の項中「2,730円」を「2,860円」に改め、同部であえーる幸団地駐車場の項中「3,060円」を「3,180円」に改め、同表美幌町の部鳥里団地駐車場の項中「2,730円」を「3,010円」に改め、同部新町団地駐車場の項中「3,060円」を「3,080円」に改め、同表斜里町の部及び遠軽町の部中「3,060円」を「3,050円」に改め、同表帯広市の部緑西団地駐車場の項中「3,530円」を「3,940円」に改め、同部大空2団地駐車場の項中「3,060円」を「3,130円」に改め、同部公園東町団地駐車場の項中「3,530円」を「3,840円」に改め、同部西帯広団地駐車場の項中「3,060円」を「3,500円」に改め、同部緑ヶ丘団地駐車場の項中「3,530円」を「4,010円」に改め、同部新緑団地駐車場の項中「4,030円」を「4,140円」に改め、同部新緑第2団地駐車場の項中「3,060円」を「3,550円」に改め、同部中央団地駐車場の項中「3,530円」を「3,690円」に改め、同部大空団地駐車場の項中「3,060円」を「3,130円」に改め、同部柏林台中央団地駐車場の項中「3,530円」を「3,680円」に改め、同表音更町の部中「3,530円」を「3,500円」に改め、同

表幕別町の部若草団地駐車場の項中「3,060円」を「3,370円」に改め、同部とかち野団地駐車場の項中「3,060円」を「3,280円」に改め、同部あかしや南団地駐車場の項中「3,060円」を「3,370円」に改め、同部あおば団地駐車場の項中「2,730円」を「3,280円」に改め、同表釧路市の部千歳団地駐車場の項中「3,060円」を「3,330円」に改め、同部新緑ヶ岡団地駐車場の項中「3,060円」を「3,300円」に改め、同部曙団地駐車場の項中「3,060円」を「3,290円」に改め、同部愛国団地駐車場の項中「3,530円」を「3,710円」に改め、同部住之江団地駐車場の項中「3,060円」を「3,470円」に改め、同部若竹団地駐車場の項中「3,530円」を「3,810円」に改め、同部白樺団地駐車場の項中「2,730円」を「2,810円」に改め、同部クレインヴィラ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,090円」に改め、同部ことぶき団地駐車場の項中「3,530円」を「3,750円」に改め、同部川北団地駐車場の項中「3,060円」を「3,460円」に改め、同部であえーる幸団地駐車場の項中「4,030円」を「4,270円」に改め、同表釧路町の部中「3,530円」を「3,560円」に改め、同表根室市の部花咲団地駐車場の項中「3,060円」を「3,120円」に改め、同部パークタウン明治団地駐車場の項中「3,060円」を「3,090円」に改め、同部であえーる明治団地駐車場の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同表中標津町の部白樺団地駐車場の項中「3,060円」を「3,120円」に改め、同部泉中央団地駐車場の項中「3,060円」を「3,090円」に改め、同部さかえ団地駐車場の項中「3,060円」を「3,370円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第600号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 5台
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 納入期日 令和7年2月28日（金）
- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年12月27日（金）から令和7年1月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合総務部イノベーション推進局情報政策課）

- (2) 入札日時 令和7年1月17日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部イノベーション推進局情報政策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5285

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 5 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 17, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than January 16, 2025)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Innovation Promotion, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第601号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年12月27日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- | | | | |
|---|---------|-------------------------------|------|
| ア | (入札番号1) | パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 55台分 |
| イ | (入札番号2) | パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 21台分 |
| ウ | (入札番号3) | パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 37台分 |
| エ | (入札番号4) | パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 98台分 |
| オ | (入札番号5) | パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 1台分 |
- アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和7年3月1日から令和13年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年12月27日（金）から令和7年1月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課）

(2) 入札日時 令和7年1月17日（金）午前11時（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部イノベーション推進局情報政策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5285 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of Personal Computer 55 sets b Lease of Personal Computer 21 sets c Lease of Personal Computer 37 sets d Lease of Personal Computer 98 sets e Lease of Personal Computer 1 set B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., January 17, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than January 16, 2025) C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Innovation Promotion, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5285 北海道告示第602号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。 令和6年12月27日 北海道知事 鈴木直道 就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 令和6.11.29 理 事 新 藤 渉 余市郡余市町黒川町775番地 北海道告示第603号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（三重地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局のウェブサイトにおいて、令和7年1月6日から20日間、一般の縦覧に供する。	なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和6年12月27日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第604号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和6年12月27日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）						
<table><tr><td colspan="2">道 議 会 告 示</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td colspan="2"> 北海道議会告示第3号 平成13年北海道議会告示第1号（北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程）の一部を次のように改正する。 令和6年12月27日 北海道議会議長 富原 亮 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号） </td></tr></table>		道 議 会 告 示				北海道議会告示第3号 平成13年北海道議会告示第1号（北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程）の一部を次のように改正する。 令和6年12月27日 北海道議会議長 富原 亮 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号）	
道 議 会 告 示							
北海道議会告示第3号 平成13年北海道議会告示第1号（北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程）の一部を次のように改正する。 令和6年12月27日 北海道議会議長 富原 亮 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号）							

の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊤」を削る。 別記第4号様式中「㊤」を削る。 別記第6号様式中「㊤」を削る。 別記第7号様式中「㊤」を削る。 附 則 この規程は、令和6年12月27日から施行する。 北海道議会告示第4号 平成7年北海道議会告示第1号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。 令和6年12月27日 北海道議会議長 富 原 亮 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。 附 則 この規程は、令和6年12月27日から施行する。	(エ) P P C用紙A 4版（札幌東部地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (オ) P P C用紙A 4版（江別石狩当別地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (カ) P P C用紙A 4版（北広島恵庭千歳地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (キ) P P C用紙B 4版（札幌A地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (ク) P P C用紙B 4版（札幌B地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (ケ) P P C用紙B 4版（石狩）1箱（2,500枚）当たりの単価 (コ) P P C用紙A 3版（全域）1箱（1,500枚）当たりの単価 (サ) P P C用紙B 5版（全域）1箱（2,500枚）当たりの単価 (シ) 更紙A 4版（全域）1箱（6,000枚）当たりの単価 (ス) 更紙B 4版（全域）1箱（6,000枚）当たりの単価 (ア)から(ス)までについては、それぞれの入札とする。 イ 調 達 予 定 数 量 (ア) 3,045箱 (イ) 3,005箱 (ウ) 2,640箱 (エ) 3,199箱 (オ) 2,047箱 (カ) 2,445箱 (キ) 1,543箱 (ク) 1,660箱 (ケ) 1,187箱 (コ) 2,399箱 (サ) 900箱 (シ) 24箱 (ス) 21箱 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であることを事前に明ら
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第250号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年12月27日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 ア 調達をする物品等の名称 (ア) P P C用紙A 4版（札幌北部地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (イ) P P C用紙A 4版（札幌中央地区）1箱（2,500枚）当たりの単価 (ウ) P P C用紙A 4版（札幌西部地区）1箱（2,500枚）当たりの単価	

かにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年12月27日から令和7年1月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和7年2月12日（水）午後2時（送付による場合は、同月10日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階
- (3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 3,045 boxes
- b Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 3,005 boxes
- c Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 2,640 boxes
- d Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 3,199 boxes
- e Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 2,047 boxes
- f Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 2,445 boxes
- g Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 1,543 boxes
- h Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 1,660 boxes
- i Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 1,187 boxes
- j Recycled paper A3 (297mm×420mm) approximately 2,399 boxes
- k Recycled paper B5 (182mm×257mm) approximately 900 boxes
- l Recycled pulp paper A4 (210mm×297mm) approximately 24 boxes
- m Recycled pulp paper B4 (257mm×364mm) approximately 21 boxes

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., February 12, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 10, 2025)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第253号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年12月27日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ他（北海道札幌稲雲高等学校D X用） 一式
- 落札を決定した日
令和6年11月26日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機 I T ソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区外神田6丁目15番12号
- 落札金額
8,778,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和6年10月29日付け北海道教育庁石狩教育局告示第153号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第80号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年12月27日

北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明

- 落札に係る物品等の名称及び数量
学習用パーソナルコンピュータの賃貸借（北海道厚真高等学校） 一式（1月当たりの単価） 32台分
- 落札を決定した日
令和6年12月16日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東京センチュリー株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 落札金額
234,740円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年12月3日付け北海道教育庁胆振教育局告示第73号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁オホーツク教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年12月27日

北海道教育庁オホーツク教育局長 桑 原 知 己

- 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ他一式
- 落札者を決定した日
令和6年12月3日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日興通信株式会社
(2) 住 所 東京都世田谷区桜丘1丁目2番22号
- 落札金額
8,525,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和6年11月8日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第44号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第49号

次のとおり随意契約により相手方を決定した。

令和6年12月27日

北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
釧路管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 39台分
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年12月16日

3

随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社トーワ

(2) 住 所 釧路市光陽町11番7号

4

随意契約に係る契約金額

4,976,400円

5

契約の相手方を決定した手続

随意契約

6

随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1470

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－137）の一部を次のように改正する。

附則別表及び別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	36,100 ^円	39,800 ^円
1 年以上 2 年未満	36,100	39,800
2 年以上 3 年未満	36,100	39,800
3 年以上 4 年未満	36,100	39,800
4 年以上 5 年未満	36,100	39,800
5 年以上 6 年未満	36,100	39,800
6 年以上 7 年未満	34,900	39,800
7 年以上 8 年未満	33,600	37,000

8 年以上 9 年未満	32,300	34,200
9 年以上10年未満	31,100	31,400
10 年以上11年未満	29,800	28,600
11 年以上12年未満	28,600	25,800
12 年以上13年未満	27,300	23,000
13 年以上14年未満	26,000	20,200
14 年以上15年未満	25,100	17,400
15 年以上16年未満	24,100	14,600
16 年以上17年未満	23,100	11,800
17 年以上18年未満	22,100	9,000
18 年以上19年未満	21,100	6,200
19 年以上20年未満	20,200	3,400
20 年以上21年未満	19,200	
21 年以上22年未満	18,800	
22 年以上23年未満	18,300	
23 年以上24年未満	17,600	
24 年以上25年未満	17,200	
25 年以上26年未満	16,800	
26 年以上27年未満	16,400	
27 年以上28年未満	16,000	
28 年以上29年未満	15,400	
29 年以上30年未満	15,200	
30 年以上31年未満	14,900	
31 年以上32年未満	14,500	
32 年以上33年未満	13,900	
33 年以上34年未満	13,200	
34 年以上35年未満	12,700	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員

1 年 未 満	416,600 ^円	310,000 ^円	51,600 ^円	56,900 ^円	34年以上35年未満	104,600	67,000	18,200					
1 年以上 2 年未満	416,600	310,000	51,600	56,900	備考	この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。							
2 年以上 3 年未満	416,600	310,000	51,600	56,900									
3 年以上 4 年未満	416,600	310,000	51,600	56,900	附 則								
4 年以上 5 年未満	416,600	310,000	51,600	56,900									
5 年以上 6 年未満	416,600	310,000	51,600	56,900	この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。								
6 年以上 7 年未満	416,600	310,000	49,800	56,900									
7 年以上 8 年未満	416,600	310,000	48,000	52,900	給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。								
8 年以上 9 年未満	416,600	310,000	46,200	48,900									
9 年以上10年未満	416,600	310,000	44,400	44,900	令和 6 年12月27日								
10年以上11年未満	416,600	310,000	42,600	40,900									
11年以上12年未満	416,600	310,000	40,800	36,900	北海道人事委員会委員長 織 田 亨								
12年以上13年未満	416,600	310,000	39,000	32,900									
13年以上14年未満	416,600	310,000	37,200	28,900	北海道人事委員会規則 7－1471								
14年以上15年未満	416,600	310,000	35,800	24,900									
15年以上16年未満	416,600	310,000	34,400	20,900	給与の支給に関する規則の一部を改正する規則								
16年以上17年未満	412,200	306,700	33,000	16,900									
17年以上18年未満	407,800	303,400	31,600	12,900	給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。								
18年以上19年未満	403,400	300,100	30,200	8,900									
19年以上20年未満	399,000	296,800	28,800	4,900	第29条の 8 第 1 項第 1 号中「100分の117以上100分の205」を「100分の119.5以上100分の210」に、「100分の141以上100分の245」を「100分の143.5以上100分の250」に改め、同項第 2 号中「100分の109以上100分の117」を「100分の111.5以上100分の119.5」に、「100分の130以上100分の141」を「100分の132.5以上100分の143.5」に改め、同項第 3 号中「100分の101」を「100分の103.5」に、「100分の121」を「100分の123.5」に改め、同項第 4 号中「100分の94.5」を「100分の97」に、「100分の113.5」を「100分の116」に改める。								
20年以上21年未満	394,600	293,500	27,400										
21年以上22年未満	378,600	281,500	26,800		第29条の 8 の 2 第 1 号中「100分の49.75」を「100分の51」に、「100分の59.75」を「100分の61」に改め、同条第 2 号中「100分の48.25」を「100分の49.5」に、「100分の58.25」を「100分の59.5」に改め、同条第 3 号中「100分の47.25」を「100分の48.5」に、「100分の57.25」を「100分の58.5」に改める。								
22年以上23年未満	360,100	268,000	26,200										
23年以上24年未満	341,100	254,500	25,200		附 則								
24年以上25年未満	322,100	241,000	24,600										
25年以上26年未満	302,600	227,500	24,000		この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。								
26年以上27年未満	281,600	210,500	23,400										
27年以上28年未満	260,600	193,500	22,800										
28年以上29年未満	239,600	176,500	22,000										
29年以上30年未満	217,600	159,500	21,700										
30年以上31年未満	195,600	142,000	21,300										
31年以上32年未満	173,600	124,500	20,700										
32年以上33年未満	150,600	107,000	19,800										
33年以上34年未満	127,600	87,000	18,900										